

# NEWS LETTER

2024年10月号

10月に入りました。やっと秋めいてきましたね。

朝夕と日中の寒暖差により体調を崩されませんよう、ご注意ください。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せ下さい。

## 代表取締役等の住所非表示措置

従来の登記制度では、株式会社の代表取締役の住所は登記事項として公開されており、誰でも容易にその情報を入手することができました。近年、プライバシー意識の高まり等により、代表取締役の住所公開が必須であることが問題視されるようになりました。



このような課題を踏まえ、令和6年10月1日から、登記制度が改正され、代表取締役の住所を非表示にすることが可能となりました。具体的には、登記事項証明書や登記情報提供サービスにおいて、代表取締役の住所は最小行政区画（市区町村まで）のみが表示され、番地や番地の枝番、建物番号などは表示されなくなります。

公開しなくて良くなるメリットはありますが、一方で、デメリットも考えられます。

- ①信用リスク 取引先によっては、代表取締役の住所が非表示になっていることを不安視する可能性があります。特に、新規取引や高額な取引を行う際には、相手企業の信用情報が重視されるため、住所非表示制度の利用が障害となる可能性があります。
- ②取引上の不便 代表取締役の住所確認書類の提出を求められるケースも考えられます。そのため、取引によっては、従来よりも多くの時間や手間がかかる可能性があります。また、一部の行政手続きや金融機関との取引においても、住所確認書類の提出が必須となる場合が考えられます。

この制度の注意点としては、非表示措置がされるだけで、申請書には住所の記載が必要ですし、住所変更に伴う登記義務がなくなるわけではありません。

具体的な、住所非表示措置の手続方法ですが、株式会社の設立登記や新たに就任する代表取締役については、就任の登記申請と同時に住所非表示の申し出を行うことができます。

すでに代表取締役を務めている方が住所非表示を希望する場合には、住所変更の登記申請と同時にを行う必要があります。単独での申請は認められていません。

また、この制度を利用できるのは株式会社のみとなります。

### 事務所概要

当事務所は、平成18年開業、長崎県大村市に位置し、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、マンション管理士として、お客様からの幅広い相談に対応しております。地域に根ざし、迅速なサービスを心がけています。

平野旅人総合事務所 住所：長崎県大村市杭出津3丁目395-7

TEL：0957-46-6133 FAX：0957-46-6134 メール：info@hirano-office.biz

### 主な取扱業務

- ①不動産の登記（売買、贈与、担保設定、抹消、新築表題、増築、滅失、地目変更等）
- ②相続
- ③会社、法人にかかる登記債権、動産譲渡登記
- ④農地法の許可
- ⑤裁判手続